別 図

玄海原子力発電所

第３号機

定期事業者検査時の安全管理の計画

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程

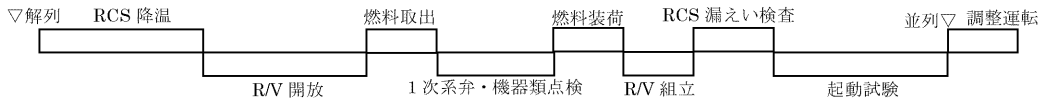

ＲＣＳ水位

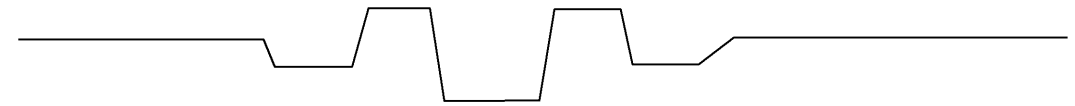

項　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
未臨界機能維持	第１９条 停止余裕	モード３及び４	・停止余裕：1.6% Δk/k 以上	----	○	○										○	○	
		モード５	・停止余裕：1.0% Δk/k 以上	----			○	○						○	○			
	第２１条 減速材温度係数	モード３	・減速材温度係数：-94×10^{-5} Δk/k/℃以上	----	○												○	
	第３３条 計測及び制御設備（原子炉保護系計装）	原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード３、４及び５	・原子炉保護系論理回路：４系統 ・（原子炉保護系）手動原子炉トリップ：２チャンネル ・（原子炉保護系）中性子源領域中性子束高：２チャンネル	・原子炉保護計装 ・左記信号検出・伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３、４及び５	・（原子炉保護系）中性子源領域中性子束高：１チャンネル（監視機能のみ）	・左記信号検出・伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	
		モード６（Ｃ／Ｖ内での燃料移動中の場合）	・（原子炉保護系）中性子源領域中性子束高：２チャンネル（監視機能のみ）	・左記信号検出・伝送ライン						△		△						
		モード６（Ｃ／Ｖ内での燃料移動中でない場合）	・（原子炉保護系）中性子源領域中性子束高：１チャンネル（監視機能のみ）	・左記信号検出・伝送ライン					△	△		△	△					
	第７９条 １次冷却材中のほう素濃度	モード６	・１次冷却材中のほう素濃度：3,100ppm 以上であること	----					○	○		○	○					
放射性物質格納機能	第４７条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード３及び４	・蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ	○	○										○	○	
	第４８条 余熱除去系への漏えい監視	モード３及び４（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）	・１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと	・余熱除去隔離弁	○	△										△	○	
	第４９条 １次冷却材中のよう素１３１濃度	モード３（１次冷却材温度が 260℃以上）	・１次冷却材中のよう素１３１濃度：6.3×10^{4}Bq/cm³以下であること	----	△												△	
	第５５条 原子炉格納容器	モード３及び４	・原子炉格納容器の機能が健全であること ・原子炉格納容器の圧力が 9.8kPa[gage]以下であること ・原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ・原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	○	○										○	○	
	第５７条 原子炉格納容器スプレイ系	モード３及び４	・２系統が動作可能であること ・よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度が 30wt%以上、苛性ソーダ溶液量が 14.8m³以上あること	・原子炉格納容器スプレイ系統 ・よう素除去薬品タンク	○	○										○	○	

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程

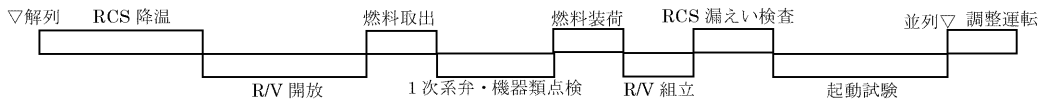

ＲＣＳ水位

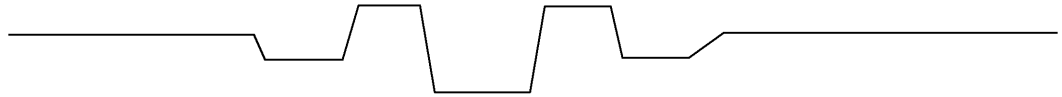

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
放射性物質格納機能（続き）	第５８条 アニュラス空気浄化系	モード３及び４	・２系統が動作可能であること	・アニュラス空気浄化系統	○	○										○	○	
	第５９条 アニュラス	モード３及び４	・アニュラスの機能が健全であること	・アニュラス	○	○										○	○	
	第６１条 主蒸気隔離弁	モード３	・閉止可能であること	・主蒸気隔離弁	○												○	
	第６２条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	モード３	・閉止可能であること	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	○												○	
	第８０条 原子炉キャビティ水位	モード６（キャビティ高水位）	・原子炉キャビティ水位：EL＋10.75m 以上であること	・１次冷却材系統 ・原子炉キャビティ						△		△						
	第８１条 原子炉格納容器貫通部	モード５及び６	・機器ハッチが全ボルトで閉じられていること ・各原子炉格納容器エアロックが１つ以上のドアで閉止可能であること ・その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること、隔離弁以外については閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること	・機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器バウンダリ			△	△	△	△		△	△	△	△			
	第８２条 使用済燃料ピットの水位及び水温	全モード	・使用済燃料ピット水位：EL＋10.75m 以上であること ・使用済燃料ピット水温：65℃以下であること	・使用済燃料ピット ・使用済燃料ピット冷却系統	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
崩壊熱除去機能	第３６条 １次冷却系	モード３	・制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系２系統以上が運転中であること ・制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること	・蒸気発生器 ・１次冷却系統 ・１次冷却材ポンプ	○												○	
	第３７条 １次冷却系	モード４	・余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・１次冷却系統 ・１次冷却材ポンプ		○										○		
	第３８条 １次冷却系	モード５（１次冷却系満水）	・余熱除去系１系統が運転中であること ・他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・１次冷却系統			○								○			
	第３９条 １次冷却系	モード５（１次冷却系非満水）	・余熱除去系２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること	・余熱除去系統 ・１次冷却系統				○						○				

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程

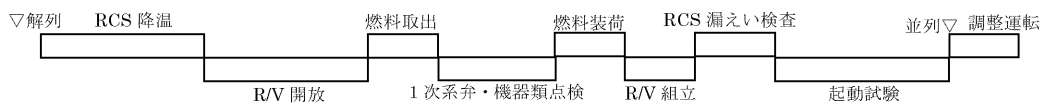

ＲＣＳ水位

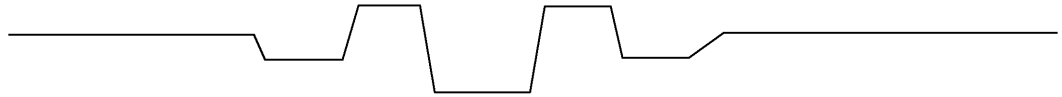

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
崩壊熱除去機能（続き）	第４０条 １次冷却系	モード６（キャビティ高水位）	・余熱除去系１系統以上が運転中であること ・１次冷却材温度が 65℃以下であること	・余熱除去系統 ・１次冷却系統						○		○						
	第４１条 １次冷却系	モード６（キャビティ低水位）	・余熱除去系２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること ・１次冷却材温度が 65℃以下であること	・余熱除去系統 ・１次冷却系統					○				○					
	第６０条 主蒸気安全弁	モード３（原子炉起動時のモード３から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く）	・蒸気発生器ごとに下記の個数以上が動作可能であること ・原子炉熱出力 80%超：5 個 ・原子炉熱出力 60%超で、かつ 80%以下：4 個 ・原子炉熱出力 40%超で、かつ 60%以下：3 個 ・原子炉熱出力 40%以下：2 個	・主蒸気安全弁	○												△	
	第６３条 主蒸気逃がし弁	モード３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・手動での開弁ができること	・主蒸気逃がし弁	○	△										△	○	
	第６４条 補助給水系	モード３	・電動補助給水ポンプによる２系統及びタービン補助給水ポンプによる１系統が動作可能であること	・補助給水系統 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	○												△	
		モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能であること	・補助給水系統 ・電動補助給水ポンプ		△										△		
	第６５条 復水タンク	モード３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・復水タンク有効水量が 690m³以上であること	・復水タンク	○	△										△	○	
炉心冷却機能	第３３条 計測及び制御設備（工学的安全施設等作動計装）	モード３及び４	・非常用炉心冷却系作動論理回路：2 系統 ・（非常用炉心冷却系）手動起動：2 チャンネル ・格納容器スプレイ系作動論理回路：2 系統 ・（格納容器スプレイ系）手動起動：４チャンネル ・格納容器隔離Ａ作動論理回路：２系統 ・（格納容器隔離Ａ）手動起動：２チャンネル ・（格納容器隔離Ａ）非常用炉心冷却系作動 ・格納容器隔離Ｂ作動論理回路：２系統 ・（格納容器隔離Ｂ）手動起動：格納容器スプレイ系手動起動４チャンネル	・非常用炉心冷却系作動計装 ・格納容器スプレイ系作動計装 ・格納容器隔離Ａ作動計装 ・格納容器隔離Ｂ作動計装 ・格納容器隔離Ａと 6.6kV 非常用母線電圧低による隔離作動計装 ・格納容器換気系隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	○	○										○	○	

主　要　工　程	▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　1 次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転
ＲＣＳ水位	キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
炉心冷却機能 （続き）	第３３条 計測及び制御設備 （工学的安全施設等作動計装）	モード３及び４ （続き）	・格納容器隔離Ａと 6.6kV 非常用母線電圧低による隔離作動論理回路：２系統 ・（格納容器隔離Ａと 6.6kV 非常用母線電圧低による隔離信号）格納容器隔離Ａ作動 ・（格納容器隔離Ａと 6.6kV 非常用母線電圧低による隔離信号）6.6kV 非常用母線電圧低：１母線あたり３チャンネル ・格納容器換気系隔離作動論理回路：２系統 ・（格納容器換気系隔離）格納容器スプレイ系手動起動：４チャンネル ・（格納容器換気系隔離）格納容器隔離Ａ手動起動：２チャンネル ・（格納容器換気系隔離）非常用炉心冷却系作動 ・（給水隔離）非常用炉心冷却系作動	・非常用炉心冷却系作動計装 ・格納容器スプレイ系作動計装 ・格納容器隔離Ａ作動計装 ・格納容器隔離Ｂ作動計装 ・格納容器隔離Ａと 6.6kV 非常用母線電圧低による隔離作動計装 ・格納容器換気系隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	○	○										○	○	
		モード３	・（非常用炉心冷却系）格納容器圧力高：４チャンネル ・（格納容器スプレイ系）格納容器圧力異常高：４チャンネル ・（格納容器隔離Ｂ）格納容器圧力異常高：４チャンネル	・左記信号検出、伝送ライン	○												○	
		モード３（Ｐ－１１（加圧器圧力）インターロック以上）	・（非常用炉心冷却系）原子炉圧力低：４チャンネル ・（非常用炉心冷却系）主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ラインごとに４チャンネル ・（主蒸気ライン隔離）主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ラインごとに４チャンネル ・Ｐ－１１（加圧器圧力）：４チャンネル	・左記信号検出、伝送ライン	△												△	
		モード３（全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く）	・主蒸気ライン隔離作動論理回路：２系統 ・（主蒸気ライン隔離）手動起動：２チャンネル ・（主蒸気ライン隔離）格納容器圧力異常高：４チャンネル ・（主蒸気ライン隔離）主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ラインごとに４チャンネル ・（主蒸気ライン隔離）主蒸気ライン圧力減少率高：各主蒸気ラインごとに４チャンネル	・主蒸気ライン隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△												△	
		モード３（Ｐ－１１（加圧器圧力）インターロック未満）	・（主蒸気ライン隔離）主蒸気ライン圧力減少率高：各主蒸気ラインごとに４チャンネル	・左記信号検出、伝送ライン	△												△	
		モード３（主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く）	・給水隔離作動論理回路：２系統 ・（給水隔離）蒸気発生器水位異常高：１基当たり４チャンネル ・（給水隔離）１次冷却材平均温度低：４チャンネル ・（給水隔離）原子炉トリップ：４系統	・給水隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△												△	

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	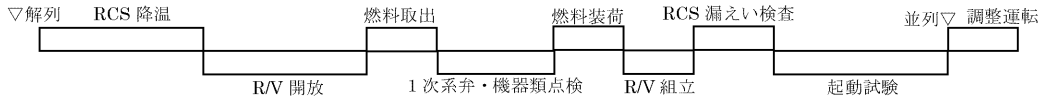

ＲＣＳ水位	
キャビティ満水	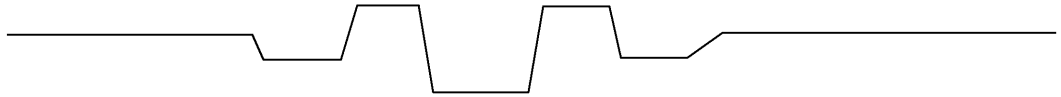
ＲＣＳ満水	
ミッドループ	
ＲＣＳ全ブロー	

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
炉心冷却機能 （続き）	第３３条 計測及び制御設備 （事故時監視計装）	モード３	事故時監視計装 ・１次冷却材圧力（広域）：２チャンネル ・加圧器水位：２チャンネル ・１次冷却材温度（広域）（高温側）：４チャンネル ・１次冷却材温度（広域）（低温側）：４チャンネル ・ほう酸タンク水位：２チャンネル ・主蒸気ライン圧力：各ライン２チャンネル ・復水タンク水位：２チャンネル ・蒸気発生器水位（広域）：４チャンネル ・蒸気発生器水位（狭域）：各ＳＧ２チャンネル ・補助給水流量：４チャンネル ・燃料取替用水タンク水位：２チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位（広域）：２チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位（狭域）：２チャンネル ・格納容器圧力：２チャンネル ・格納容器内温度：１チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）：２チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）：２チャンネル ・原子炉補機冷却水サージタンク水位：２チャンネル ・制御用空気圧力：２チャンネル ・高圧注入流量：２チャンネル ・低圧注入流量：２チャンネル	・左記事故時監視計装	○												○	
	第５０条 蓄圧タンク	モード３（１次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	・蓄圧タンクほう素濃度：3,100ppm 以上 ・蓄圧タンクほう酸水有効水量：26.9m³以上 ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上 ・蓄圧タンク出口隔離弁が全開であること ・蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であること	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口隔離弁	△												△	
	第５１条 非常用炉心冷却系	モード３	・高圧注入系の２系統が動作可能であること ・低圧注入系の２系統が動作可能であること	・高圧注入系統 ・低圧注入系統	○												○	
	第５２条 非常用炉心冷却系	モード４	・高圧注入系又は充てん系１系統以上が動作可能であること ・低圧注入系１系統以上が動作可能であること	・高圧注入系統 ・充てん系統 ・低圧注入系統		○										○		
	第５３条 燃料取替用水タンク	モード３及び４	・燃料取替用水タンクほう素濃度：3,100ppm 以上 ・燃料取替用水タンクほう酸水有効水量：1,860m³以上	・燃料取替用水タンク	○	○										○	○	

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　１次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転
ＲＣＳ水位	キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
電源供給	第３３条 計測及び制御設備（ディーゼル発電機起動計装）	モード３及び４	・ディーゼル発電機起動論理回路：２系統 ・(ディーゼル発電機起動）非常用炉心冷却系作動	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	○	○										○	○
		モード５、６及び照射済燃料移動中	・ディーゼル発電機起動論理回路：１系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン			○	○	○	○	△	○	○	○	○		
		モード３、４、５、６及び照射済燃料移動中	・(ディーゼル発電機起動）6.6kV 非常用母線電圧低：所要の母線当たり３チャンネル	・左記信号検出、伝送ライン	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
	第７１条 外部電源	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・３回線以上が動作可能であること ・上記の外部電源のうち、１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること	・外部電源 ・予備変圧器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第７２条 ディーゼル発電機	モード３及び４	・ディーゼル発電機２基が動作可能であること ・燃料油サービスタンクの貯油量が 950ℓ以上であること	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	○	○										○	○
	第７３条 ディーゼル発電機	モード３及び４以外	・ディーゼル発電機２基が動作可能であること ・上記のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が 950ℓ以上であること	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	第７４条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	全モード	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう等の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気だめ圧力が以下の制限値内にあること ・燃料油貯油そう等：310kℓ以上 ・潤滑油タンク：5,200ℓ以上 ・始動用空気だめ圧力：2.45MPa[gage]以上	・燃料油貯油そう等 ・燃料油貯蔵タンク ・潤滑油タンク ・始動用空気だめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第７５条 非常用直流電源	モード３及び４	・２系統（蓄電池（安全防護系用）及び充電器）が動作可能であること	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池	○	○										○	○
	第７６条 非常用直流電源	モード５、６及び照射済燃料移動中	・所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（安全防護系用）及び充電器）が動作可能であること	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池			○	○	○	○	△	○	○	○	○		
	第７７条 所内非常用母線	モード３及び４	・次の所内非常用母線が受電していること ２つの非常用高圧母線 ４つの非常用低圧母線 ２つの非常用直流母線 ４つの非常用計装用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計装用母線	○	○										○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程

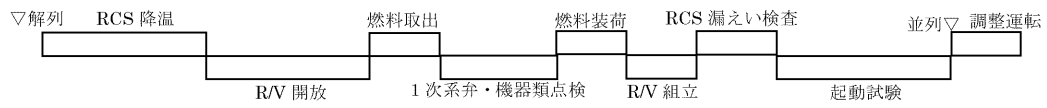

ＲＣＳ水位

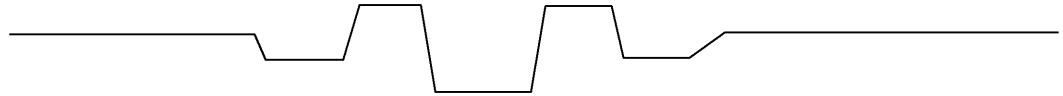

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
電源供給（続き）	第７８条 所内非常用母線	モード５、６及び照射済燃料移動中	・所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること 非常用高圧母線 非常用低圧母線 非常用直流母線 非常用計装用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計装用母線			○	○	○	○	△	○	○	○	○			
海水系統他	第６６条 原子炉補機冷却水系	モード３及び４	・２系統が動作可能であること	・原子炉補機冷却水系統	○	○										○	○	
	自主保安 原子炉補機冷却水系	モード５、６及びモード外	・負荷に応じた必要系統以上が動作可能であること	・原子炉補機冷却水系統			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	第６７条 原子炉補機冷却海水系	モード３及び４	・２系統が動作可能であること	・原子炉補機冷却海水系統	○	○										○	○	
	自主保安 原子炉補機冷却海水系	モード５、６及びモード外	・負荷に応じた必要系統以上が動作可能であること	・原子炉補機冷却海水系統			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他	第３３条 計測及び制御設備（中央制御室非常用循環系計装）	モード３、４及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系作動論理回路：所要の中央制御室非常用循環系につき２系統 ・（中央制御室非常用循環系）手動起動：所要の中央制御室非常用循環系につき２チャンネル ・（中央制御室非常用循環系）非常用炉心冷却系作動	・中央制御室非常用循環系作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	
	第３３条 計測及び制御設備（中央制御室外原子炉停止装置）	モード３	・中央制御室外原子炉停止装置 ほう酸ポンプ 加圧器圧力計	・中央制御室外原子炉停止装置	○												○	
		モード３及び４	・中央制御室外原子炉停止装置 充てんポンプ 抽出オリフィス出口内隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ 蒸気発生器広域水位計 主蒸気ライン圧力計 加圧器水位計 中性子束計（中性子源領域） １次冷却材圧力計（広域） １次冷却材温度計（広域）（低温側）	・中央制御室外原子炉停止装置	○	○										○	○	
		モード４	・中央制御室外原子炉停止装置 余熱除去ポンプ	・中央制御室外原子炉停止装置		○										○		

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程				▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　1 次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転													
ＲＣＳ水位			キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー														
項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
その他（続き）	第３５条 １次冷却材の温度･圧力及び１次冷却材温度変化率	通常の１次冷却系の加熱・冷却時（モード３、４及び５）	・１次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること ・１次冷却材温度変化率(原子炉容器):55℃/h 以下 ・１次冷却材温度変化率（加圧器）加熱率：55℃/h 以下 ・１次冷却材温度変化率（加圧器）冷却率：110℃/h 以下	----	○	○	○	○						○	○	○	○
	第４２条 加圧器	モード３	・加圧器の水位が計器スパンの 94%以下であること ・所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ２系統が動作可能であること	・加圧器ヒータ	○												○
	第４３条 加圧器安全弁	モード３及び４（１次冷却材温度が 130℃を超える場合）	・全てが動作可能であること	・加圧器安全弁	○	△										△	○
	第４４条 加圧器逃がし弁	モード３	・加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁の全てが動作可能であること	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁	○												○
	第４５条 低温過加圧防護	モード４（１次冷却材温度が 130℃以下）、５及び６（原子炉容器のふたが閉められている場合）	・2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること 又は ・1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること 及び ・動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること 及び ・蓄圧タンク全基が隔離されていること	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁 ・加圧器安全弁 ・高圧注入ポンプ ・蓄圧タンク		△	○	○	△				△	○	○	△	
	第４６条 １次冷却材漏えい率	モード３及び４	・原子炉格納容器内への漏えい率 0.23m³/h 以下（未確認の漏えい率）であること ・原子炉格納容器内への漏えい率 2.3m³/h 以下（原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率）であること ・原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置が動作可能であること	・原子炉冷却材圧力バウンダリ ・原子炉格納容器サンプ水位計 ・炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置	○	○										○	○
	第６８条 制御用空気系	モード３及び４	・制御用空気圧力が 0.53MPa[gage]以上であること	・制御用空気系統	○	○										○	○
	第６９条 中央制御室非常用循環系	モード３、４及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室当たり 2 系統が動作可能であること	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室循環系	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
	第７０条 安全補機室空気浄化系	モード３及び４	・２系統が動作可能であること	・安全補機室空気浄化系	○	○										○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　1 次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転
ＲＣＳ水位	キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備	第８３条（表 83-3）1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系	モード３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・高圧注入系の２系統が動作可能であること ・加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること	・高圧注入ポンプ ・加圧器逃がし弁	○	△										△	○
	第８３条（表 83-4）非常用炉心冷却系	モード３、４、５及び６	・高圧注入系の１系統以上が動作可能であること ・低圧注入系の１系統以上が動作可能であること	・高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-4）充てん注入系	モード３、４、５及び６	・B 充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること	・B 充てんポンプ（自己冷却）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-4）代替炉心注入系	モード３、４、５及び６	・可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入系２系統が動作可能であること	・可搬型ディーゼル注入ポンプ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-4）代替再循環系	モード３、４、５及び６	・B 格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS タイライン使用）による代替再循環系が動作可能であること ・B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環系が動作可能であること	・B 格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS タイライン使用） ・B 格納容器再循環サンプ ・B 格納容器再循環サンプスクリーン ・B 高圧注入ポンプ（海水冷却）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-5）窒素ボンベ及び可搬型バッテリを使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系	モード３	・窒素ボンベ（加圧器逃がし弁用）及び可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること	・窒素ボンベ（加圧器逃がし弁用） ・可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	○												○
	第８３条（表 83-6）原子炉格納容器スプレイ系	モード３、４、５及び６	・原子炉格納容器スプレイ系の１系統以上が動作可能であること	・格納容器スプレイポンプ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-6）代替原子炉格納容器スプレイ系	モード３、４、５及び６	・常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	・常設電動注入ポンプ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-7）原子炉格納容器内自然対流冷却系	モード３、４、５及び６	・原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること	・A、B 格納容器再循環ユニット ・A、B 原子炉補機冷却水ポンプ ・原子炉補機冷却水サージタンク ・窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用） ・A、B 海水ポンプ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　１次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転
ＲＣＳ水位	キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備（続き）	第８３条（表 83-7）移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系	モード３、４、５及び６	・移動式大容量ポンプ車による海水供給系２系統が動作可能であること	・移動式大容量ポンプ車	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条（表 83-8）復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	モード３、４及び５（１次冷却系満水）	・モード３、４及び５（１次冷却系満水）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系１系統が動作可能であること 又は ・モード３において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系１系統が動作可能であること	・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁（手動）	○	○	○								○	○	○
	第８３条（表 83-9）主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	モード３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・主蒸気逃がし弁４個が手動で開弁できること（現場手動含む）	・主蒸気逃がし弁	○	△										△	○
	第８３条(表 83-10) 水素濃度低減	モード３、４、５及び６	・静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること ・電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること ・電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・電気式水素燃焼装置 ・電気式水素燃焼装置動作監視装置	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表 83-10) 水素濃度監視	モード３、４、５及び６	・可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること	・可搬型格納容器水素濃度計測装置 ・可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ ・可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 ・窒素ボンベ（事故時試料採取設備弁用）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表 83-11) 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード３、４、５及び６	・Ｂアニュラス空気浄化系が動作可能であること ・代替空気（窒素）系統が動作可能であること	・Ｂアニュラス空気浄化ファン ・Ｂアニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（アニュラス空気浄化ファン弁用）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表 83-12) 使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系２系統が動作可能であること	・使用済燃料ピット補給用水中ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	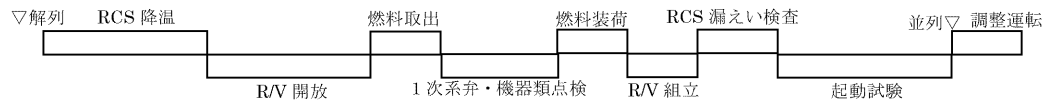

ＲＣＳ水位	
キャビティ満水	
ＲＣＳ満水	
ミッドループ	
ＲＣＳ全ブロー	
	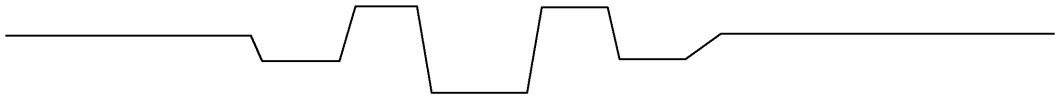

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備（続き）	第８３条(表83-12) 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について２系統が動作可能であること ・使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について１系統が動作可能であること	・可搬型ディーゼル注入ポンプ ・使用済燃料ピットスプレイヘッダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-12) 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・表 83-12-3 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・使用済燃料ピット水位（SA） ・使用済燃料ピット温度（SA） ・使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む） ・使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ） ・使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ） ・使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-13) 原子炉格納容器及びアニュラス部への放水 燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・３号炉及び４号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系１系統が動作可能であること	・移動式大容量ポンプ車 ・放水砲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-13) 海洋への拡散抑制	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所要数が使用可能であること	・放射性物質吸着剤 ・シルトフェンス ・小型船舶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-14) 八田浦貯水池又は３号炉及び４号炉取水ピットから中間受槽への供給	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・取水用水中ポンプ等による中間受槽への供給系２系統が動作可能であること	・中間受槽 ・取水用水中ポンプ ・水中ポンプ用発電機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-14) 中間受槽から復水タンクへの供給	モード３、４、５及び６	・復水タンク（ピット）補給用水中ポンプ等による復水タンクへの供給系２系統が動作可能であること	・復水タンク（ピット）補給用水中ポンプ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-14) 燃料取替用水タンク（有効水量）	モード３、４、５及び６（キャビティ低水位）	・1,960m³以上であること	・燃料取替用水タンク	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程	
	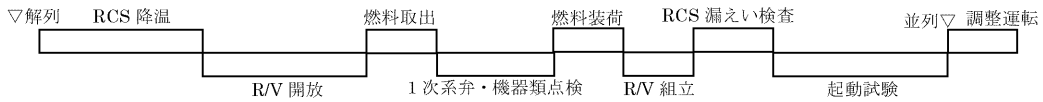

ＲＣＳ水位	
キャビティ満水	
ＲＣＳ満水	
ミッドループ	
ＲＣＳ全ブロー	

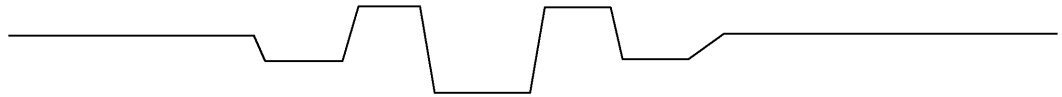

項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3	
重大事故等対処設備（続き）	第８３条(表83-14) 復水タンク（有効水量）	モード３、４、５及び６	・970m³以上であること	・復水タンク	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 大容量空冷式発電機からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・大容量空冷式発電機による電源系１系統が動作可能であること ・大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ 以上あること	・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ ・大容量空冷式発電機用燃料タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 号炉間電力融通電路（予備ケーブル（号炉間電力融通用））からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号炉間電力融通電路による電源系１系統が使用可能であること ・予備ケーブル（号炉間電力融通用）による電源系１系統が使用可能であること	・号炉間電力融通電路 ・予備ケーブル（号炉間電力融通用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による電源系２系統が動作可能であること	・発電機車 （高圧発電機車又は中容量発電機車）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・蓄電池（安全防護系用）からの電源系１系統が動作可能であること ・蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系１系統が動作可能であること	・蓄電池（安全防護系用） ・蓄電池（重大事故等対処用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの電源系２系統が動作可能であること	・直流電源用発電機 ・可搬型直流変換器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 代替所内電気設備からの給電	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所要数が使用可能であること	・重大事故等対処用変圧器受電盤 ・重大事故等対処用変圧器盤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-15) 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・燃料油貯蔵タンクの油量が 356kℓ 以上あること ・タンクローリの所要数が使用可能であること	・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第８３条(表83-16) 計装設備	モード３、４、５及び６	・表 83-16 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・１次冷却材高温側温度(広域) ・１次冷却材低温側温度(広域) ・１次冷却材圧力 ・加圧器水位 ・原子炉容器水位 ・高圧注入ポンプ流量 ・余熱除去流量 ・ＡＭ用消火水積算流量 ・Ｂ格納容器スプレイ流量積算流量 ・格納容器内温度	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程				▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　1 次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転													
ＲＣＳ水位			キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー														
項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備（続き）	第８３条(表83-16)計装設備（続き）	モード３、４、５及び６	・表 83-16 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・格納容器内温度（ＳＡ） ・格納容器圧力 ・ＡＭ用格納容器圧力 ・格納容器再循環サンプ水位(広域) ・格納容器再循環サンプ水位(狭域) ・原子炉格納容器水位 ・原子炉下部キャビティ水位 ・格納容器水素濃度 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・中性子源領域中性子束 ・蒸気発生器狭域水位 ・蒸気発生器広域水位 ・補助給水流量 ・主蒸気ライン圧力 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 ・格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ） ・燃料取替用水タンク水位 ・ほう酸タンク水位 ・復水タンク水位 ・アニュラス水素濃度	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-16)可搬型計測器	モード３、４、５及び６	・表 83-16 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・可搬型計測器	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-16)記録機能	モード３、４、５及び６	・表 83-16 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・可搬型温度計測装置 ・SPDS データ表示装置 ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程				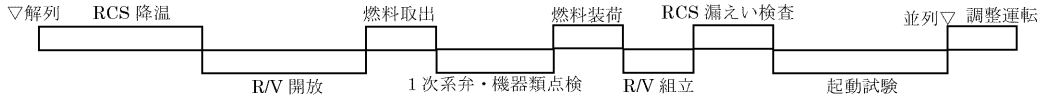												
ＲＣＳ水位			キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー	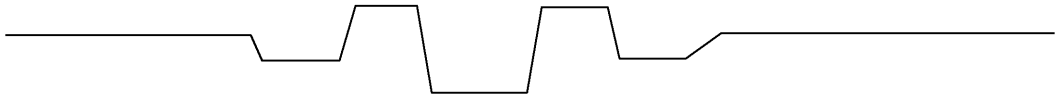													
項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備（続き）	第８３条(表83-17) 中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・中央制御室当たり中央制御室非常用循環系１系統以上が動作可能であること ・可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・可搬型照明（SA） ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-18) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・表 83-18 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬型モニタリングポスト ・可搬型エリアモニタ ・NaI シンチレーションサーベイメータ ・GM 汚染サーベイメータ ・ZnS シンチレーションサーベイメータ ・電離箱サーベイメータ ・可搬型ダストサンプラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-18) 風向、風速その他の気象条件の測定	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・表 83-18 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・可搬型気象観測装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-19) 代替緊急時対策所用発電機	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・代替緊急時対策所用発電機２台が動作可能であること	・代替緊急時対策所用発電機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-19) 代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・代替緊急時対策所空気浄化系１系統以上が動作可能であること ・代替緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の所要数が使用可能であること ・酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること ・代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	・代替緊急時対策所空気浄化ファン ・代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット ・代替緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ） ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・代替緊急時対策所エリアモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

玄海原子力発電所第３号機　第１６回定期事業者検査時の安全管理の計画

主　要　工　程				▽解列　RCS 降温　R/V 開放　燃料取出　1 次系弁・機器類点検　燃料装荷　R/V 組立　RCS 漏えい検査　起動試験　並列▽　調整運転													
ＲＣＳ水位			キャビティ満水 ＲＣＳ満水 ミッドループ ＲＣＳ全ブロー														
項　　目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
重大事故等対処設備（続き）	第８３条(表83-20)通信連絡設備	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・表 83-20 に定める機能が、それぞれの適用モードにおいて動作可能であること	・衛星携帯電話設備 ・無線連絡設備 ・携帯型通話設備 ・ＳＰＤＳデータ表示装置 ・緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８３条(表83-21)アクセスルートの確保	モード３、４、５、６及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・ホイールローダの所要数が使用可能であること	・ホイールローダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、作業工程等の変更により計画の変更が生じる可能性があるが、仮に変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

〈記載例〉

○	：機能要求あり
△	：機能要求あり（要求モードにおける条件付）
	：機能要求なし

〈運転モード参考〉

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
３	１次冷却材温度１７７℃以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度９３℃超１７７℃未満	全ボルト締付
５－１	１次冷却材温度９３℃以下（ＲＣＳ　満水）	全ボルト締付
５－２	１次冷却材温度９３℃以下（ＲＣＳ　非満水）	全ボルト締付
６－１	１次冷却材温度９３℃以下（キャビティ　低水位）	１本以上が緩められている
６－２	１次冷却材温度９３℃以下（キャビティ　高水位）	１本以上が緩められている（全ボルト取り外し）
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	—

※なお、上記「○」、「△」においても、要求除外となる場合がある。詳細は原子炉施設保安規定を参照。